



今月のテーマ **履歴事項全部証明書の記載内容について**

日本で生まれ育った人は基本的には戸籍を持っていますが、法人にも戸籍と同様なものがあります。ただし法人の場合、履歴事項全部証明書(以前は「登記簿謄本」と呼称)という名称の書類で、個人の戸籍と違い法務局で誰でも自由に取得することができます。銀行口座を開設する際などに目にすることはあっても、何が記載されているのか確認することは少ないのではないのでしょうか。今回は履歴事項全部証明書の記載内容についてご紹介いたします。

1. 履歴事項全部証明書

法人設立時に法務局で商業登記を済ませることで、法人は初めて公に設立されたことが認められます。図は法務局の[ホームページ](#)で掲載されている履歴事項全部証明書の見本です。特に難解な内容が記載されているわけではありませんが、見慣れない項目について説明します。

まず『会社法人等番号』の欄に12桁の数字があります。これは法人を設立して法務局において登記した際にナンバリングされる識別番号です。この識別番号の先頭に1桁プラスされたものが『[国税庁法人番号公表サイト](#)』で公開されている法人番号となります。

次に『公告をする方法』の欄に『官報に掲載してする』とあります。法人にはその利害関係者にとって重大な影響を与える行為、例えば資本金の減少や法人の解散などを決定した場合、その事実を周知(公告)する義務があります。法人が公告をする方法として①官報、②日刊新聞紙(一般的には日本経済新聞など)、③自社ホームページ等への掲載が用意されています。定款で公告の方法を定めていないと自動的に①が採用され、逆に②又は③を選択するにはその旨を定款に定める必要があります。

| 履歴事項全部証明書 | |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 第一電器株式会社 | |
| 会社法人等番号 | 0000-01-000000 |
| 商号 | 第一電器株式会社 |
| 本店 | 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 |
| 公告する方法 | 官報に掲載してする |
| 会社成立の年月日 | 令和1年5月7日 |
| 目的 | 1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業 |
| 発行可能株式総数 | 400株 |
| 発行済株式総数並びに種類及び払込額 | 発行済株式の総数 200株 |
| 資本金の額 | 金300万円 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない |
| 役員に関する事項 | 取締役 甲野太郎 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表取締役 甲野太郎 |
| 登記記録に関する事項 | 設立 令和1年5月7日登記 |

2. 株式会社の登記事項

株式会社が登記する事項は大きく2種類に分けられます。なお、登記事項に変更が生じたときは、原則として2週間以内に変更の登記をする必要があります。

(1) 登記が必須の事項

必ず登記しなければならない事項が決められており、上記1の図にある中で『株式の譲渡制限に関する規定』を除く全てが該当します。

(2) 登記が必要となる事項

上記(1)と異なり、株式会社がその定款等で定めた場合に登記が必要となる事項もあります。代表的な例として『株式の譲渡制限に関する規定』、『発行する株式の内容』、『株券発行会社である旨』や『取締役会設置会社である旨』などが挙げられます。

3. 税務署への届出

法人を設立した際には[法人設立届出書](#)を設立登記の日以後2ヶ月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。また既に登記済みの事項に変更が生じた場合、[異動届出書](#)を異動後速やかに所轄税務署長に提出しなければなりません。届出が必要となる登記事項の変更は次の通りです。

- ・商号の変更
- ・本店所在地の変更
- ・目的の変更
- ・資本金の額の変更
- ・役員に関する事項の変更